

事例番号:300255

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 1 日

11:40 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 1 日

15:07 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 1 日

(2) 出生時体重:2358g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.317、PCO₂ 45.6mmHg、PO₂ 5.3mmHg、

HCO₃⁻ 23.3mmol /L、BE -2.9mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 5 日 退院

生後 7 ヶ月 運動発達の遅れの指摘あり

生後 9 ヶ月 全身的に筋緊張が低いため座位保持が困難

4 歳 2 ヶ月 脳性麻痺の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 10 ヶ月 頭部 MRI で先天性の脳障害や大脳基底核・視床の明らかな信号異常を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

外来および切迫早産での入院中の管理(子宮収縮抑制薬の投与、ノンストレス、超音波断層法実施等)は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 分娩経過中の管理(分娩監視装置装着、バイタルサイン測定、内診等)は一般的である。

(2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

「家族からみた経過」にあるように、外回転術を実施したとすれば、観察した事項および実施した処置等に関しては診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、外回転術実施の記載がなかったが、「家族からみた

経過」にあるように、外回転術を実施したとすれば、観察事項や妊産婦に対して行われた処置は詳細を記載することが重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

原因を解明することが困難な脳性麻痺発症事例の原因や発生機序に関する研究の促進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体の支援が望まれる。